

環境管理部会の審議状況等について

平成24年4月
環境管理課

1 所掌事務

「大気汚染防止、公共用水域及び地下水の水質汚濁防止、土壌汚染防止、騒音防止、振動防止、地盤沈下防止、悪臭防止に関すること」

(関係例規) 京都府環境審議会条例(第7条)、京都府環境審議会運営要領(第3条)

2 平成23年度の審議状況等

部会開催日：平成23年6月20日、8月4日、9月21日、11月7日

項目	内容
京都府環境影響評価条例の改正について	諮問：平成23年6月3日 答申：平成23年11月7日(第一次) (審議内容) 環境影響評価法の改正を受け、条例改正。 <ul style="list-style-type: none">環境影響評価への住民理解の向上法手続における府の関与の見直し風力発電所の対象事業追加(規則)
水質汚濁防止法に基づく総量削減計画及び総量規制基準の策定について (水質汚濁防止法第4条の3及び第4条の5)	諮問：平成23年7月12日 答申：平成23年11月15日 (審議内容) 環境大臣が定めた総量削減基本方針に基づき、汚濁負荷量の削減目標量等を見直した第7次総量削減計画を策定し、特定事業場に対する総量規制基準を設定。
京都府環境を守り育てる条例による規制基準の見直しについて	次の事項について意見を聴取。 <ul style="list-style-type: none">汚水に係る規制基準の見直し騒音、振動に係る規制基準の設定の市への権限移譲

3 平成24年度の予定

項目	内容
京都府環境影響評価条例の改正について	条例への戦略的環境アセスメントの導入 (平成23年度から継続)
京都府環境を守り育てる条例による規制基準の見直しについて	法の規制基準の改正に伴い、汚水に係る規制基準を見直し

京都府環境影響評価条例一部改正

1 改正の理由

環境影響評価法の一部改正に伴い、事業者が行う環境影響評価への住民の理解及び参画の促進並びに法に基づく環境影響評価に係る本府の手續等について規定整備を行うため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 方法書、準備書及び評価書に係る手續の新設

ア 方法書等の要約書の作成の義務化

事業者は、方法書及び評価書を作成するに当たって、これを要約した書類を作成し、知事及び関係する市町村長に提出すること。また、知事は、提出された要約書の写しを縦覧に供すること。

イ 方法書等のインターネットの利用等による公表の義務化

事業者は、方法書等の縦覧期間中、方法書、準備書、評価書及びその要約書をインターネット等により公表すること。

ウ 方法書説明会の開催の義務化

事業者は、方法書の縦覧期間内に、環境影響評価を実施しようとする地域において方法書の内容を周知させるための説明会を開催すること。

(2) 法に基づく環境影響評価に係る規定整備

ア 政令で定める市の特例に係る手續

法の事業について、環境影響を受ける範囲の全部が1の政令で定める市の区域に限られる場合に、その市長が直接意見を提出する場合の手續き規定の整備。

イ 法に基づく報告書に係る手續

法による事後調査報告書の規定が新設されたことに伴う、条例の手續き規定の整備。

3 施行期日等

平成24年4月1日。ただし、2の(2)のイについては、平成25年4月1日とし、その他必要な経過措置を設けた。

第7次水質総量削減計画について

平成23年12月
文化環境部

1 計画等の趣旨

閉鎖性水域である瀬戸内海（大阪湾）の水質改善を図るため、瀬戸内海環境保全特別措置法及び水質汚濁防止法に基づいて、環境大臣が策定する「化学的酸素要求量、窒素及びりんに係る総量削減基本方針」（第7次基本方針／平成23年6月改定）に沿って、京都府における第7次総量削減計画の策定及び総量規制基準の改定を行う。

2 計画等の内容

（1）総量削減計画

ア 削減目標（国の総量削減基本方針に沿って京都府の削減目標量（トン／日）を規定）

（参考）

削減対象物質	平成26年度目標量	平成21年度目標量
化学的酸素要求量	18	20
窒素含有量	15	17
りん含有量	1.2	1.2

イ 対象地域 淀川流域の10市7町1村

ウ 目標量達成の方途

- ▶ 生活排水処理施設の整備等
 - ・ 下水道の整備等
 - ・ その他生活排水処理施設（浄化槽、農業集落排水処理施設等）の整備
 - ・ し尿処理施設の整備
- ▶ 総量規制基準の設定等
 - ・ 一定規模以上の事業場に対する規制
- ▶ その他の発生源に係る対策
 - ・ 生活排水対策
 - ・ 中小規模の事業場に対する規制・指導
 - ・ 農地からの負荷削減対策
 - ・ 畜産排水対策

▶ 教育啓発等

- ・ 各種講習会等を通じた趣旨や内容の周知徹底
- ・ 府民に対する広報啓発

▶ その他

- ・ 底質汚泥の除去等
- ・ 水質監視体制の整備
- ・ 調査研究
- ・ 中小企業に対する助成等

(2) 総量規制基準

ア 対象事業場

日平均排水量50m³以上の事業場（約180事業場）

イ 総量規制基準の設定方法等

事業場ごとに次の式で算出した一日あたりに排出を許容する汚濁負荷量（総量規制基準）を設定、その遵守について監視指導

$$L = C \times Q \div 1,000$$

L：総量規制基準（＝許容排出量）(kg／日)

C：業種区分ごとに定めるCOD等の量 (mg／ℓ)

Q：事業場の排水量 (m³／日)

ウ 今回の改正点

環境省告示に従い215業種等区分ごとに定める排出濃度を見直し、化学的酸素要求量についてはし尿処理業ほか6業種区分、窒素含有量については畜産農業ほか2業種区分、りん含有量については畜産農業（1業種区分）について、それぞれ基準を強化